

平成二十年厚生労働省令第三号

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第ⅠⅩ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法施行規則

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第ⅠⅩ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成二十年法律第二号）第十八条の規定に基づき、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第ⅠⅩ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

（給付金の支給の請求）

第一条 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第ⅠⅩ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項の給付金（以下「給付金」という。）の支給の請求は、法第四条の正本若しくは謄本又は確定判決等の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該確定判決等の内容であることを証明したもののほか、給付金支給請求書（様式第一号）を、住民票の写しその他の書類であつて給付金支給請求書に記載した事実を証明するものとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に提出することによつて行うものとする。

2 給付金の支給を請求する者（以下「給付金支給請求者」という。）は、給付金支給請求者又はその被相続人が同一の事由について、損害賠償その他の給付等を受けたことにより法第十一条第一項の損害のてん補がされた場合には、前項の給付金支給請求書の提出と併せて、その受けた損害賠償その他の給付等の額及び内容を機構に届け出なければならない。

（給付金の額の通知）

第二条 機構は、給付金を支給するに当たつては、給付金支給請求者に対し、その額を給付金支給通知書（様式第二号）により通知する。

（追加給付金の支給の請求）

第三条 法第七条第一項の追加給付金（以下「追加給付金」という。）の支給の請求は、法第八条の医師の診断書（様式第三号）のほか、追加給付金支給請求書（様式第四号）を、住民票の写しその他の書類であつて追加給付金支給請求書に記載した事実を証明するものとともに、機構に提出することによつて行うものとする。

2 追加給付金の支給を請求する者（以下「追加給付金支給請求者」という。）は、追加給付金支給請求者又はその被相続人が同一の事由について、損害賠償その他の給付等を受けたことにより法第十一条第一項の損害がてん補された場合には、前項の追加給付金支給請求書の提出と併せて、その受けた損害賠償その他の給付等の額及び内容を機構に届け出なければならない。

（追加給付金の額の通知）

第四条 機構は、追加給付金を支給するに当たつては、追加給付金支給請求者に対し、その額を追加給付金支給通知書（様式第五号）により通知する。

（拠出金の額の通知）

第五条 機構は、法第十七条第一項の拠出金の拠出を求めるに当たつては、同項の製造業者等に対し、法第十六条の基準に基づき決定される拠出金の額、納付すべき期限その他必要な事項を通知する。

様式第一号（第一条関係）



様式第二号（第二条関係）

様式第二号(第二条関係)

特定C型肝炎ウイルス感染者に対する給付金支給通知書

薬機発第 号
令和 年 月 日

殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理 事 長

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第ⅠⅩ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成20年法律第2号）第3条第1項の給付金の額を、下記のとおり通知します。

記

給 付 金 万円

受給者番号

様式第三号（第三条関係）

特定C型肝炎ウイルス感染者に対する追加給付金に係る診断書

患 者 氏 名	男・女	生年月日	年 月 日
和解等で認められた 症 状 の 区 分 (該当する番号を○ で囲んで下さい。)	1 無症候性キャリア		
	2 慢性C型肝炎		
現 在 の 症 状 (該当する番号を○ で囲んで下さい。)	1 慢性C型肝炎に罹患した。		
	2 慢性C型肝炎が進行して 肝硬変 に罹患した。		
	3 慢性C型肝炎が進行して 肝がん に罹患した。		
	4 慢性C型肝炎が進行して 死 亡 した。		
備 考			
上記のとおり診断します。			
年 月 日			
医療機関の名称			
住 所(〒 ー)			
電話番号 (ー ー)			
医師名 (診療科名)			

記入要領

- この診断書は、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(平成20年法律第2号)第8条に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構から医療、健康管理等に係る経済的負担を含む健康被害の救済を図るための追加給付金を受けようとする人がその請求時に必ず添えなければならない書類です。
- 各項目のあてはまる数字に○印をつけて下さい。
- その他参考になることがあれば備考欄に記入して下さい。

様式第四号（第三条関係）

特定C型肝炎ウイルス感染者に対する追加給付金支給請求書

受給者番号		(記入不要)	
ふ り が な	※男・女	生年月日 及び年齢	年 月 日 満 歳 ※死亡している場合は死 亡時の年齢
感 染 者 氏 名			
確 定 判 決、和 解 又 は 調 停 成 立 年 月 日 及 び 裁 判 所	※確定判決 年 月 日()裁判所 原告番号()		
※ 既に支給され た給付金・追加給 付 金 の 合 計 額	① 2千万円 ② 12百万円		
※ 悪化したことによ る新たな区分	③ 慢性C型肝炎が進行して、肝硬変若しくは肝がん罹患し、又は死亡した者 4千万円 ④ 慢性C型肝炎に罹患した者 2千万円		
※ 請 求 す る 追 加 給 付 金	⑤ 上記③～④ 28百万円 ⑥ 上記③～④ 2千万円 ⑦ 上記④～⑥ 8百万円		
請 求 者 (感染者本人の場 合)に関する事項	請 求 者 現 住 所 及 び 電 話 番 号	電話番号 ()	
請 求 者 (感染者の相続人 の場合)に関する事項	ふ り が な 請 求 者 氏 名 現 住 所 及 び 電 話 番 号	※男・女	生年月日 年 月 日
代 理 人 に 関 す る 事 項	※ 代理人を指定する・代理人を指定しない		
	代 理 人 へ の 委 任 事 項		
	※1 機構への書類及び機構からの書類の送付、問い合わせ等に関する件 2 特定C型肝炎ウイルス感染者に対する追加給付金の受取に関する件		
	ふ り が な 代 理 人 氏 名 住 所 及 び 電 話 番 号 電話番号 ()		
親 権 者 等 に 関 す る 事 項 (請求者が未成年の ときに記入して下さい)	ふ り が な 親 権 者 等 氏 名 住 所 及 び 電 話 番 号	※男・女	生年月日 年 月 日
書 類 送 込 に 関 す る 事 項	特定C型肝炎ウイルス感染者に対する追加給付金振込時に、機構からの振込通知書の送付 ※ 不要・必要 機構からの振込通知書等の郵送方法に関する希望 ※ 普通郵便・ 簡易書留		
指 定 金 融 機 関	ふ り が な		
	銀行 信用金庫 ※ 支店・()		
	名 称		
	ふ り が な 口 座 名 義		
上記のとおり、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の 支給に関する特別措置法(平成20年法律第2号)第7条第1項の追加給付金の支給を請求します。 (代理人を指定するときは)併せて、代理人を指定し、委任事項記載欄の事項を委任するとともに、代理人の行為により生じた 問題について機構は一切その責任を負う必要のないことを確認します。 また、代理人は請求者から委任を受けたことに同意します。 年 月 日 請求者氏名 代理人氏名 (代理人を指定したとき) 親権者等氏名 (請求者が未成年のとき)			
独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿			

※印のところは○で囲んで下さい。

様式第五号（第四条関係）

特定C型肝炎ウイルス感染者に対する追加給付金支給通知書

表機発第 号
令和 年 月 日

殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理 事 長

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成20年法律第2号）第7条第1項の追加給付金の額を、下記のとおり通知します。

記

給 付 金 万円

受給者番号

附 則

この省令は、法の施行の日から施行する。

附 則 （令和元年五月七日厚生労働省令第一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和二年二月二十五日厚生労働省令第二〇八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和五年一月一七日厚生労働省令第四号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。